

# 定例監査結果報告

## 1 監査の種類

定例監査（工事）

## 2 監査の対象

まちづくり政策局

文化観光局

若林区役所

水道局

## 3 監査の着眼点及び主な実施内容等

今回の工事監査は、仙台市監査基準に従って、共通的事項、設計・積算、契約、施工、検査、維持管理業務、委託業務に関し、合規性、正確性等の観点から、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間に施行している工事及び委託501件、256億8,015万円のうち、別紙100件、54億1,256万円を抽出し、関係書類及び施工現場を調査するとともに、担当職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

## 4 監査の日程

令和4年7月6日から令和4年11月9日まで

## 5 監査の結果

工事及び委託について、一部に改善を必要とする事項が見られたが、おおむね適正に執行されていると認める。

改善を要する事項は、次のとおりである。

（改善を要する事項）

### (1) 設計金額の算定について

仙台市水道局積算要領－5（諸経費算定基準）では、諸経費（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費）の算定において、工種内容が開削工法又は小口径の推進工法による水道管布設工事の場合は、対象額を補正することとしており、対象額から積算要領－15による特殊製品費の2分の1を控除して算定するものとしている。

ところが、南配水課外2課では、管整 第2020-41号 口径75・100耗 鈎取二丁目地内配水支管及び水管橋（三ノ橋）更新工事外4件において、諸経費を算定するに際し、対象額から特殊製品費として控除すべき費用の一部を控除せず諸経費を算定していた。

設計金額の算定に当たっては、関係規程に則り、適正に処理する必要がある。

（水道局）